

所属転籍するには

僧侶は必ずどこかの浄土宗寺院に所属しなければなりません。ただし徒弟（宗徒・助教師）は原則師僧の所属寺院に所属しなければなりません。

教師資格を取得した方は、師僧の所属寺院にとらわれず所属の転籍ができます。なお所属に関しては次のとおりになります。

住職（主任） —— 住職をしている寺院の所属です（正住職寺院）。

兼務住職 —— 正住職寺院が所属です。

住職代務者 —— 代務寺院の所属ではなく、従前の所属です。

住職経験者 —— 住職辞任後所属転籍をしないかぎり、最後に正住職をしていた寺院の所属です。

非住職教師（所属教師） —— 師僧変更および所属転籍をしないかぎり、僧籍登録を行ったときの寺院の所属です。

宗徒・助教師 —— 師僧の所属寺院と同じです。（注2）

注意事項

- （1）新しい所属先寺院が属する組長および教区長の進達を経て申請します。
- （2）宗徒および助教師の所属は原則として師僧が所属をしている寺院となりますが、師僧が兼務住職をしている寺院で、その寺院に寺族登録されている方は、その兼務寺院の所属となることは可能です。
- （3）届出者は教師資格を有する転籍者（本人）となります。ただし宗徒・助教師の場合は、師僧が届出者となります。
- （4）新旧所属寺院住職の住職登録印を押印し、提出してください。

添付書類

特別な理由がない限り必要ありません。

冥加料

不要

様式番号	48	申請書名	所属転籍届
------	----	------	-------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105